

高エネルギー加速器科学研究奨励会の保有する資金の運用について

2024 年 6 月 21 日代表理事制定

- 1 法人の保有する資金については、法人の裁量により効率的に運用するものとする。
- 2 運用できる資金は、定款第 5 条第 1 項に定める基本財産とする。
- 3 資金の運用については、理事は善良なる管理者の注意義務を払うとともに忠実に職務を執行しなければならない。

(運用体制)

- 4 代表理事は、理事の中から資金運用執行責任者を任命する。
 - (1) 資金運用執行責任者は業務執行理事とする。
 - (2) 資金運用執行責任者は、資金の運用先を提案し、代表理事の承認を受けなければならない。
 - (3) 資金運用執行責任者は資金運用の補助者として資金運用担当者を任命できる。資金運用担当者は、事務局長とする。
 - (4) 資金運用担当者は、資金の運用状況について資金運用執行責任者に随時報告しなければならない。